



国保キャラクター
「コックン」

健康ライフ たつの

■編集・発行■

たつの市 市民生活部
国保医療年金課
たつの市龍野町富永1005番地1
TEL(0791)64-3149(直通)
FAX(0791)63-3785

■発行日■

令和7年7月10日

8月1日から 国民健康保険にご加入されている方が
病院で診察を受けるには

資格確認書

か

マイナ保険証※

兵庫県 国民健康保険 資格確認書	有効期限	
記号	番号	(枝番)
氏名		性別
生年月日		
適用開始年月日		
交付年月日		
世帯主氏名		
住所		
保険者番号	交付者名 たつの市	公印
感染症予防法第37条の2 公費承認医療費自己負担なし		
電話番号(0791) 64-3149		

氏名 マイナ	個人番号カード
住所 □□市△△町◇丁目○番地▽▽号	性別 女
生年月日 5月24日生	2025年 5月24日まで有効
□□市長	電子証明書 の有効期限
みほん	年 月 日
●提供意思【1】提供後及び心停止した死後／2心停止した死後のみ／3提供せず 【1・2で提供したくない観望があれば×】【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・膵臓】 署名年月日 年 月 日 署名	
01234567890123456 1234	

※保険証登録をしたマイナナンバーカード

どちらかが必要です

詳しくは2～3頁をご覧ください

- 国民健康保険の健康保険証の有効期限は7月31日に満了です… 2頁
- マイナ保険証をお持ちでない方もこれまでどおり受診できます… 3頁
- 入院や高額な外来診療を受けるとき、窓口で支払う負担額が軽減されます… 4頁
- 入院時の食事療養費…………… 5頁
- 必ず受けよう特定健康診査！…………… 6頁
- 適正受診にご協力をお願いします！…………… 7頁
- 国民健康保険税の納付は納期限内に！
産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されます！…………… 8頁

国民健康保険にご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は**2025年7月31日に満了**となります。

マイナ保険証を**お持ちの方**には**資格情報のお知らせ**が届きます！

資格情報のお知らせ

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。大切に保管してください。
- 資格情報のお知らせが届いた方は、マイナ保険証で医療機関等を受診してください。
- 資格情報のお知らせ単体では受診等できません**が、顔認証付きカードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関等でマイナ保険証を利用できない場合に、**マイナ保険証とセットでご提示ください**。
- 70 歳未満の方には有効期限はありません。有効期限のない資格情報のお知らせを既に交付済みの方には届きませんので、お手元にない方は再発行手続きをお願いします。



マイナ保険証を**お持ちでない方**には**資格確認書**が届きます！

資格確認書

- マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードの健康保険証利用登録がお済みでない方に、**申請によらず**交付されます。
- 資格確認書**を医療機関等の窓口で提示することで、**これまでどおり受診等できます**。
- 有効期限は令和 8 年 7 月 31 日までです。ただし、満 70 歳になられる方は誕生月の月末まで、満 75 歳になられる方は誕生日の前日までです。



満70歳になられる方へ

満 70 歳を迎える方には、誕生月の翌月（1 日生まれの方は、誕生月）に資格確認書または資格情報のお知らせが新たに送付されます。

(例) 8 月 1 日に生まれた方 ⇨ 8 月から該当

8 月 2 日～末日に生まれた方 ⇨ 9 月から該当

一部負担金の割合は、2 割負担となります。ただし、現役並み所得のある世帯の方は 3 割となります。令和 6 年中の所得により、一部負担金の割合が判定されます。

国保に加入しなければならぬ方

たつの市に住所のある方で次の方を除くすべての方が対象です。

- ・社会保険(共済組合なども含む)に加入している方
- ・国保組合(建設国保など)に加入している方
- ・後期高齢者医療制度に加入している方
- ・生活保護を受けている方

※国民健康保険は、一人一人が被保険者ですが、保険税の納税義務者は世帯主です。

社会保険や国保組合の資格を取得された場合

自動的に国民健康保険の資格は喪失されませんので、手続きが必要です。次のものを持参のうえ、本庁国保医療年金課又は各総合支所地域振興課の窓口で手続きを行ってください。

- ・新しく加入された社会保険の資格取得が分かるもの(対象者全員分)
- ・国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ(対象者全員分)
- ・マイナンバーカード又はマイナンバーの分かるもの(対象者全員分)
- ・手続きに来られる方のマイナンバーカード・免許証など顔写真入りの証明書等

マイナ保険証をご利用の方も、まだお持ちでない方も
これまでどおり医療機関等をご受診いただけます。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。なお、マイナ保険証をお持ちであっても、**ご高齢の方**や、障害をお持ちの方など、**配慮が必要な方は、本庁国保医療年金課又は各総合支所地域振興課に申請することで資格確認書を取得できます。**親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。



マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■ 申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請

STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■ 利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局にある顔認証付きカードリーダーで行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

まずはマイナンバーカードを持っているかご確認ください！

／こんな時に便利！／ マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、救急搬送中の適切な応急処置や病院の選定、搬送先の病院で活用される



この他にも、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
5音を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平 日:9時30分～20時00分
土 日 祝:9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用について
もっと知りたい方はこちら



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

入院や高額な外来診療を受けるとき、 窓口で支払う負担額が軽減されます

1. 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証とは

入院や高額な外来診療を受けるとき、医療機関の窓口で提示するだけで、窓口での支払いを自己負担限度額までで止めることができます。

2. 申請方法

- (1) 手続きに必要なもの ①国民健康保険資格確認書等 ②マイナンバーの分かるもの(対象者全員分)
③マイナンバーカード・免許証など顔写真入りの証明書等

(2) 申請窓口

- ・本庁国保医療年金課国保係
- ・新宮総合支所地域振興課市民健康福祉係
- ・揖保川総合支所地域振興課市民健康福祉係
- ・御津総合支所地域振興課市民健康福祉係

※申請時の審査(保険税の納付状況など)により、認定証を交付できない場合があります。

※令和7年度更新(8月1日以降有効の証)より更新の勧奨通知は送付いたしません。必要な方は申請窓口で手続きが必要です。

3. 認定証の更新について

限度額適用認定証の有効期限は毎年7月31日となっています。

8月1日以降も引き続き入院されたり、高額な外来診療や入院の予定がある方は、上記申請窓口で申請の手続きが必要です。

マイナ保険証を利用する場合や、オンライン資格確認を導入している医療機関では、本人の同意があれば、オンラインで限度額適用認定証等の情報が確認できることから、限度額適用認定証を提示しなくても、自己負担限度額が適用されます。

自己負担限度額

《 70歳未満の方 》

同じ人が同じ月内に同じ医療機関で支払う医療費の自己負担額が、下記の限度額を超えた場合が対象となります。同一医療機関でも、歯科、入院、外来は別計算となります。ただし、一つの世帯内で、同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合は、合算することが可能ですので、後日申請により高額療養費が支給される場合があります。

(月額)

所得区分	総所得金額等 ※	3回目まで(12か月以内で)	4回目以降	証表記
上位 所得者	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	ウ
	210万円以下	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

※総所得金額等=総所得金額-基礎控除

4回目以降…過去12か月間で、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の限度額

《 70歳以上75歳未満の方 》

(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	証表記
現役並み所得Ⅲ …課税所得690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降は140,100円)		※不要
現役並み所得Ⅱ …課税所得380万円以上 690万円未満の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降は93,000円)		現役並みⅡ
現役並み所得Ⅰ …課税所得145万円以上 380万円未満の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)		現役並みⅠ
一般 …課税所得145万円未満の方	18,000円 (8月~翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)	※不要
Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	Ⅱ
Ⅰ 住民税非課税世帯 …年金収入80万6,700円以下など	8,000円	15,000円	Ⅰ

※70歳以上の方のうち、所得区分が一般、現役並みⅢの方は、国民健康保険資格確認書を医療機関窓口で提示することで自己負担限度額までの支払いとなります。
(所得区分が一般、現役並みⅢの方は、限度額適用認定証は不要です。)

入院時の食事療養費

国保被保険者の入院時食事療養にかかる費用は、標準負担額（1食あたり510円）を自己負担し、残りは国保が負担します。

世帯主及びその世帯の国保被保険者全員が市民税非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療期間の窓口に提示することで、入院時食事代（標準負担額）が下表のように減額されます。

また、マイナ保険証を提示する場合や、オンライン資格確認によって限度額適用区分を確認できる場合は、認定証がなくても減額されます。

令和7年4月1日以降の入院時食事療養費標準負担額

区 分		負担額（1食あたりの食事代）
市民税課税世帯		510円 ※1
70歳未満で市民税非課税世帯 70歳以上で低所得Ⅱの世帯	過去12か月で 90日までの入院	240円
	過去12か月で 90日を超える入院	190円 ※2
70歳以上で低所得Ⅰの世帯		110円

※1 指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は300円になります。また、平成28年4月1日において1年以上継続して精神病棟に入院している患者は、退院するまでの間一食あたり260円に据え置かれます。

※2 90日を超える入院となった場合は、マイナ保険証の有無にかかわらず、上記認定証の申請手続きが必要になります。

特定健診未受診者対策事業

ご理解・ご協力を！

特定健診受診状況では、特に40～50歳代の受診率が低迷しています。生活習慣病の早期予防の観点から、新規国保加入者、未受診者に対する健康教育・健康相談を併せた受診勧奨を強化するとともに、健診受診者にも継続受診の必要性をお知らせするため、ハガキやSMSによる受診勧奨、国保在宅保健師等が実施する訪問による受診勧奨、また委託業者の管理栄養士等専門職による電話勧奨を実施します。

委託業者による電話勧奨は、0120-345-055（フリーダイヤル）にて8月から9月頃にかけて実施します。



30歳代の方へ 健診のお知らせ

30歳代のたつの市国保被保険者の方に対しても、若いうちから健康づくりへの意識をもっていたることを目的に30歳代健診を実施しており、7月頃に受診勧奨ハガキを送付します。

対象年齢 30歳から39歳の方（令和8年3月31日現在満年齢）
自己負担 1,500円（集団健診） 2,300円（個別健診）
検査項目 問診、身体計測、腹囲計測、尿検査（糖・蛋白）、血圧測定、
 理学的検査（診察）、血液検査（脂質・肝機能・尿酸・血糖検査）、
 貧血検査、血清クレアチニン検査



詳しくは、市ホームページ・健康ライフ4月号をご覧ください。



特定健康診査等事業

必ず受けよう特定健康診査！

生活習慣病は、一人一人が、バランスのとれた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防可能です。

そのため、ご自身の健康状態を毎年確認し、健康づくりにつなげていくことが重要です。1年に一度、特定健診を受診し、生活習慣の改善が必要な方は、特定保健指導を受けましょう。

また、たつの市国保加入者(40歳～74歳)で、特定健診と同時に大腸がん検診(便潜血検査)を受けられる場合、大腸がん検診(便潜血検査)にかかる個人負担金が無料になります。集団健診、個別健診どちらでも適用になりますので、ぜひ受診してください。

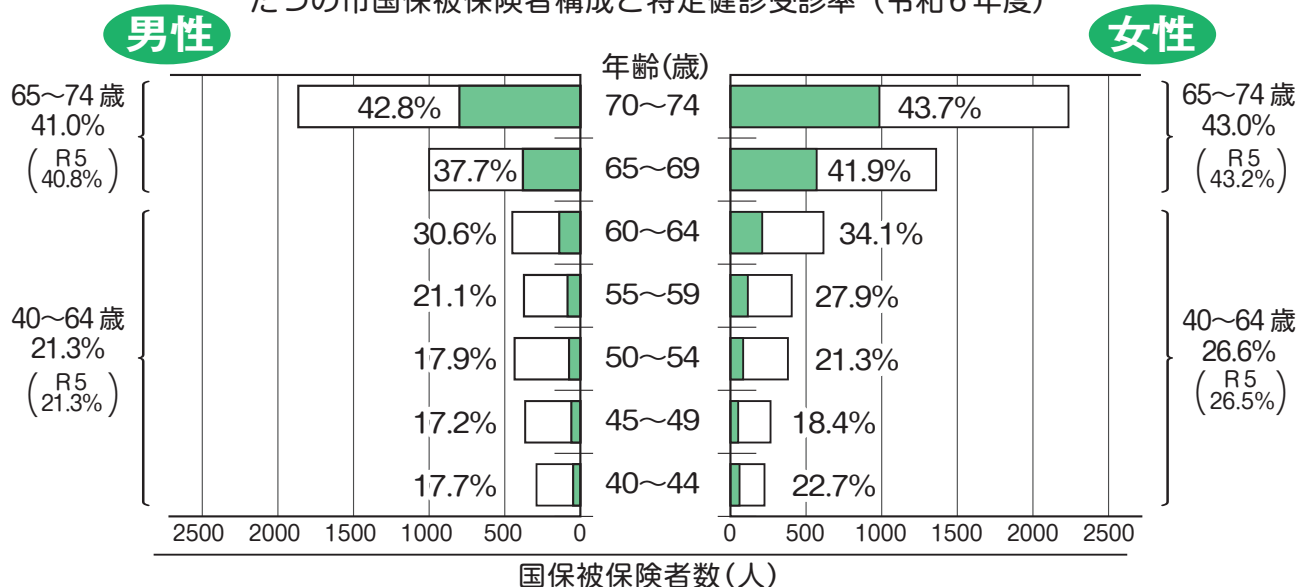


集団健診 → たつの市健康課 ☎0791-63-2112 まで

個別健診 → (一社)たつの市・揖保郡医師会の実施医療機関 まで

特定健診受診状況

たつの市国保被保険者構成と特定健診受診率（令和6年度）



令和7年度国民健康保険税率を据え置きます

被保険者の高齢化などに伴い、一人あたりの医療費が増加傾向にあり、本来は令和7年度の税率を引き上げる必要がありますが、近年の物価高騰に伴う市民生活への影響を考慮し、国保加入者の負担軽減を図るため、国民健康保険財政調整基金を活用し、令和7年度の税率は据え置きとします。

※兵庫県では県民の公平性の観点から、県内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば同じ保険税となる取り組みが進められており、令和9年度に保険税が統一される予定です。

適正受診にご協力をお願いします！

医療費はみなさんの保険税で支えられています。適正受診にご協力をお願いします。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)は、医師ではないため、右記の例のように、どんな治療にも健康保険が使えるわけではありません。健康保険が使えない場合は施術料は全額自己負担となります。柔道整復師(整骨院・接骨院)への正しいかかり方を理解し適切に受診してください。

●柔道整復師(整骨院・接骨院)へかかる時の注意

1. 負傷の原因は正確に伝えましょう
2. 医療機関との重複・並行受診はできません
3. 施術が長期にわたる場合は医師の診断を受けましょう



国民健康保険が使える場合(一部自己負担)

- ①ねん挫・打撲・挫傷(肉離れ)
- ②骨折・不全骨折・脱臼



国民健康保険が使えない場合(全額自己負担)

- ①仕事や家事などの日常生活による単なる疲れ、肩こり・腰痛・体調不良等への施術
- ②脳疾患後遺症などの慢性疾患
- ③スポーツによる筋肉疲労、負傷原因のない筋肉痛への施術
- ④打撲、ねん挫が治ったあとの漫然とした施術
- ⑤医師の同意のない骨折・脱臼の施術

交通事故など、第三者から傷病を受けたとき(第三者行為)

●必ず国保の窓口へ届出を！

交通事故など、治療の発生原因が第三者(加害者)による場合は、加害者が医療費を負担することが原則です。国民健康保険で医療を受けるときは、警察へ届け出るとともに、必ず国保医療年金課へ届け出をお願いします。

●示談は慎重に

被害者と加害者の話し合いがついて示談すると、その示談の内容が優先されるため、国民健康保険で立て替えた医療費を加害者に請求できなくなる場合がありますので、示談は慎重にしてください。



●届出に必要なもの

- ・国民健康保険資格確認書等
 - ・印鑑(認印可)
 - ・第三者行為による傷病届(国保医療年金課にあります。)
- ※添付書類として交通事故証明書、事故発生状況報告書、同意書、誓約書が必要です。

●傷病原因の問い合わせ

国民健康保険では、医療費を適正に給付するため、医療機関からの請求書(診療報酬明細書)を点検しています。その結果、第三者による負傷である可能性がある場合には、加入者の皆さんへ負傷原因の問い合わせをしています。

第三者の行為によるケガ・病気とは？



交通事故



暴力行為を受けた



他人の飼い犬に噛まれた



飲食店で食中毒にあった



スキー場での接触事故など



次の場合は
自費になることが
あります

- × 通勤中や仕事中に第三者の行為によってケガ等をした場合、労災保険が適用されます。
- × けんかによるケガ、また治療を受ける方が無免許運転などをしていたときは、保険診療が使えない場合があります。

まずは、たつの市国保医療年金課に連絡を！

国民健康保険税の納付は納期限内に！

●国民健康保険税の納付は口座振替がオススメです！

納期限や納め忘れを気にすることなく、また一度手続きをすれば解約するまで毎年自動的に引き落とされます。

(1) 申込みに必要なもの

・預貯金通帳 ・通帳届出印 ・納税通知書

※口座振替依頼書は申込窓口に設置しています。

(2) 申込窓口

市内取扱金融機関、市役所納税課、各総合支所地域振興課

(3) 市内取扱金融機関

三井住友銀行、みなと銀行、トマト銀行

姫路信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫

兵庫県医療信用組合、兵庫県信用組合

兵庫西農業協同組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会

ゆうちょ銀行・郵便局

●国民健康保険税を納めないでいると...

特別な事情もなく国民健康保険税を納めないでいると、未納期間に応じて督促手数料や延滞金が加算されるだけでなく、特別療養費を支給する旨を記載した資格確認書又は資格情報のお知らせの交付、給付の差し止めなどの措置がとられます。

期 別	納期限
第1期 (全期)	7月31日(木)
第2期	9月 1日(月)
第3期	9月30日(火)
第4期	10月31日(金)
第5期	12月 1日(月)
第6期	12月25日(木)
第7期	2月 2日(月)
第8期	3月 2日(月)



納税課オリジナルキャラクター
タックスフンドくん

※ 特別療養費 … 診療を受けた場合、医療費を一時的に10割全額負担していただきます。

産前産後期間相当分の国民健康保険税が減額されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産または出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。
妊娠85日(4カ月)以上の出産が対象です。(死産、流産、早産および人工妊娠中絶の場合も含みます)
- 出産予定日の6カ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

国民健康保険税の減額方法

- 出産予定月(または出産期)の前月から出産予定月(または出産月)の翌々月(以下「産前産後期間」といいます)までの保険税(4カ月分)が減額されます。

	3カ月前	2カ月前	1カ月前	1カ月後	2カ月後	3カ月後
単胎の方			出産予定月			
多胎の方			出産予定月			

※ 年税額から産前産後期間の所得割および均等割が減額されます。(世帯にかかる平等割は減額になりません)

※ 多胎妊娠の場合は、出産予定月(または出産月)の3カ月前から出産予定月(または出産月)の翌々月までの保険税(6カ月分)が減額されます。

- 保険税の減額により、払いすぎになった保険税がある場合は、還付されます。…対象期間

届出に必要な書類

- 届出書(様式は届出先の窓口を設置または市ホームページに掲載しています)
- 出産予定日または出産日を確認することができる書類
- 単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類
- 出産後に届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

※②～④については、母子健康手帳などの該当ページの写しを提出してください。

※④については、出産した子が被保険者の実子であることを確認させていただきます。

市ホームページ
はこちらから



届出先

たつの市役所 総務部市税課市民税係 または 各総合支所地域振興課 TEL 0791-64-3145